

		保護者の状況				
基本点数	類型	細目		点数		
		態様	就労時間	父	母	
基本点数	就労	(1)月に64時間以上労働することを常態とする場合(次項に該当する場合を除く。)	月160時間以上	20	20	
			月140時間以上160時間未満	18	18	
			月120時間以上140時間未満	16	16	
			月100時間以上120時間未満	14	14	
			月80時間以上100時間未満	12	12	
			月64時間以上80時間未満	10	10	
		(2)自営業主、自営業専従者、家族従業者、三親等内の親族が自営業主である事業所で勤務する者のうち、開業届、税申告書等の準証資料の提出がない場合	月160時間以上	14	14	
			月140時間以上160時間未満	13	13	
			月120時間以上140時間未満	12	12	
			月100時間以上120時間未満	11	11	
			月80時間以上100時間未満	10	10	
			月64時間以上80時間未満	9	9	
	就学・職業訓練	学校等に在学している、又は職業訓練を受けている場合			就労(1)の基準に準ずる	就労(1)の基準に準ずる
	求職	求職活動を行っている場合			8	8
	妊娠・出産	妊娠中から産後5か月を経過する日の翌日が属する月の末日までの間にある場合 ※就労等の他の要件にも該当する場合は、点数の高い方とする。			12(多胎児の場合18)	
	疾病・負傷・障がい	疾病・負傷	日常生活	入院(1か月以上)又は常時寝たきりの状態で子どもの世話をすることができない場合		
				おおむね6か月を超える長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世話に支障がある場合	18	18
				おおむね3～6か月間の治療を要する場合	14	14
			社会生活	著しい制限あり	3	3
				一部制限あり	1	1
				特に制限なし	0	0
		障がい者	身体障害者手帳1級若しくは2級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級該当者又は療育手帳A1、A2若しくはB1該当者の場合		20	20
			身体障害者手帳3級該当者、精神障害者保健福祉手帳3級該当者又は療育手帳B2該当者の場合		18	18
身体障害者手帳4級該当者の場合			16	16		
介護・看護(※1)	居宅内要介護者の付添い		生活全般において、全面的な介助が必要な場合	20	20	
			排せつ、入浴等の多くの日常の行為に全面的な介助が必要な場合	18	18	
			起き上がり、寝返り等が自分ではできず、排せつ、入浴等に介助が必要な場合	15	15	
			起き上がり、寝返り等が自分では難しい。排せつ、入浴等に一部又は全部の介助が必要な場合	13	13	
			立ち上がり又は歩行が安定しない。排せつ、入浴等の一部の介助が必要な場合	10	10	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合			20	20	
虐待・DV	虐待又はDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合			適宜(※2)		
その他	親子通園	週5回	20	20		
		週4回	18	18		
		週3回	14	14		
		両親の不在の場合		46		
調整点数	就労の状況	育児休業取得前に在園していた者で、退後後、職場復帰に伴い利用を希望する場合		1		
		沖縄本島内の認可保育所等若しくは市内の認可外保育施設の保育士又は市内の認可保育所等の特例的運用保育士(幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭に限る。)として勤務している又は勤務(復職)する予定の場合(新規の申込みに限る。)		適宜(※2)		
		希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長を許容できる場合		-300		
	世帯の状況	母子世帯、父子世帯又はこれに準ずる世帯の場合		26		
		単身赴任世帯の場合(沖縄本島外に限る。)		3		
		生活保護世帯の場合		3		
		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(※3)		1		
	児童の状況	前年度又は現年度において、申込児童又はその兄弟姉妹の保育料又は給食費に滞納がある場合(現年度の保育料及び給食費については、納付期限から3か月以上経過した場合に限る。)		-10		
		申込児童が保育所等に在園していない場合で、兄弟姉妹が在園している保育所等の利用を希望するとき(兄弟姉妹が卒園又は転園の申込みをする場合を除く。)		3		
		申込児童が多胎児の場合		2		
		兄弟姉妹と同一の保育所等の利用を希望する場合(兄弟姉妹が新規又は転園の申込みをする場合に限る。)		1		
	在園の状況	申込児童が障がいを有する場合		適宜(※2)		
		小規模保育事業等を卒園する児童で、連携施設を希望する場合		450		
小規模保育事業等を卒園する児童で、連携施設以外を希望する場合		300				
申込児童及び兄弟姉妹が別々の保育所等に在園する場合で、兄弟姉妹が在園する保育所等へ転園(4月入所に限る。)を希望するとき(兄弟姉妹が卒園又は転園の申込みをする場合を除く。)		5				
認可外保育施設の認可移行に際して移行前から在園している場合		3				
その他	基準以上の就労その他保育を必要とする要件があり、市内の認可保育所等以外の保育施設(職場の託児所を含む。)に常態的に預けていて、確認できる資料がある場合		1			
	希望する保育所等の利用の内定を辞退した場合(利用を希望した月の属する年度に限る。)		-1			

※1 介護・看護については、付添い等の実態に基づき、利用調整を行う際に、点数を調整することができる。

※2 「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

※3 生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。

備考

- 1 利用調整は、保護者それぞれの保育を必要とする事由に応じた基本点数及び調整点数を合計した点数により行うものとする。
- 2 基本点数において、複数の類型に該当する場合は、点数が高い方を採用するものとする。

## 【選考方法】

申込締切日までに提出された申込書や保育の必要性を証明する書類を基に、以下の手順で選考を行います。

- ① 「保育所等入所基準表」に基づき、世帯ごとに「基本点数」を付けます。
- ② ひとり親世帯などの事情がある場合は「調整点数」を加算します。  
利用調整点数＝基本点数（父）＋基本点数（母）＋ 調整点数
- ③ 基本点数と調整点数の合計が高い順番に並べられます。同一点数の場合は以下の「優先事項」に基づき順位が決定されます。
- ④ 順位が高い方から希望園に空きがあるかどうかを希望順位に沿って確認し、空きがあれば内定となります。

## 【優先事項】

- 1 点数が同じ場合は、以下の順序で優先します。
  - (1) 要件が「災害復旧」の場合
  - (2) 要件が「死亡・不存在」の場合
  - (3) 要件が「疾病・障害等」の場合
  - (4) 要件が「介護・看護」の場合
- 2 点数及び上記1の要件が同等である場合は、以下の順序で優先します。
  - (1) ひとり親・里親世帯（離婚調停中も含む。）
  - (2) 単身赴任・別居中の世帯（沖縄本島外に限る。）
  - (3) 同居者に身体障害者手帳2級以上、精神障害者保健福祉手帳2級以上、療育手帳A1・A2・B1のいずれかの該当者がいて、日常的に介護している世帯
  - (4) きょうだい分を含め、保育料等の滞納がない、または児童手当からの徴収申出を行っている世帯
  - (5) 18歳以下の子供が多い世帯
  - (6) 保育料の階層が低い世帯
  - (7) 常態的に認可外施設に預けている世帯
  - (8) 希望順位が高い世帯
  - (9) 就労時間が8：00～18：00以外の時間帯で勤務している世帯
  - (10) 勤務地が遠い世帯（①近隣自治体以外、②近隣自治体（那覇市、宜野湾市及び西原町）、③浦添市内の順に優先する。）

※ 2の(9)及び(10)については、要件が「就学・職業訓練」に該当する場合においても準用する。

### ※注意

基本点数、調整点数、優先事項は、利用希望月の申込締切日を基準日とし、基準日の状況が利用希望月まで引き続いているものとして決定します。そのため、利用希望月までに状況が変わり、点数などが変更となる場合は、内定の取消し又は退園となることがあります。ご家庭の状況に変更があった場合は必ず届出を行ってください。